

ICT を活用した家庭学習支援タブレット導入に関する仕様書

令和2年5月
古賀市教育委員会

ICT を活用した家庭学習支援タブレット導入に関する仕様書

1 背景・目的

ICT を活用した生徒の学習機会を確保し、一人一人の能力や適性に応じて個別最適化された学びを実現するために、生徒が学校及び各家庭で利用可能なオンライン学習の実現のために学習サービスソフトウェアを活用した学習機会の提供のためのタブレット端末の購入等を行う。

2 納期・納入場所・納入台数

(1) 古賀市教育委員会と協議して決定した日（令和2年7月15日（水）を予定）までに設定を終了し、使用可能な状態で指定した学校に納入する。

納入場所・必要数量等

納入場所	学校名	住所	電話番号
	古賀中学校	古賀市久保107番地	092-942-6871
	古賀北中学校	古賀市千鳥4丁目4番1号	092-943-4550
	古賀東中学校	古賀市筵内564番地1	092-944-3557

納入台数	学校名	教師用タブレット	生徒用タブレット	モバイルルーター	Wi-Fi ルーター
	古賀中学校	17台	213台	14台	271台
	古賀北中学校	14台	193台	11台	
	古賀東中学校	10台	134台	7台	
	合計	41台	540台	32台	271台

*Wi-Fi ルーターについては、現在、貸出対象者数の調査中であり、仕様数量を大きく下回る場合は、見積予算の範囲内で、事業目的効果向上のための提案を別途受けるものとする。

3 仕様

(1) タブレット端末等の調達

項目	使用
端末	(1) OS は Windows8.1 以降、iOS10.0 以降、iOS11 以上、Android8.0 以上のいずれの OS でも正常に稼働すること。 (2)ディスプレイサイズは、9~14 インチ以上で IPS パネルであること。 (3)解像度は FHD (1920×1200) 以上であること。 (4)ストレージは 16GB 以上であること。 (5)Wi-Fi による利用が可能であること。 (6)バッテリー駆動時間は、動画再生時 (1080P) で約 8.9 時間可能なこと。

	<p>(7)充電アダプタ及び充電用ケーブルが付属されていること。</p> <p>(8)前面カメラは 200 万画素、背面カメラは 500 万画素以上であり、オートフォーカス機能が搭載されていること及び動画撮影機能を有すること。</p> <p>(9)視力保護モードを搭載していること。</p> <p>(10)画面分割機能により 2つのアプリケーションを同時表示できること。</p> <p>(11)専用パスワードでアプリケーションや使用時間を制限可能な機能を有すること。</p> <p>(12)日本国内でのサポートを受けられるメーカー製品であること。</p>
端末保護	<p>(1)機器等の落下に配慮したタブレットカバーを付属すること。なお、ケースを装着したまま背面のカメラが使用でき、角度がつけられるよう配慮されていること。</p> <p>(2)タブレットは取り外しができるよう両面テープで装着可能なこと。</p>
ウイルスソフト	<p>教師用、生徒用の全タブレットにウイルスソフト（有償版）をインストールし、1年間のライセンス費用を含むこと</p> <p>(1)全世界で1億台以上のデバイス上での稼働実績があること。</p> <p>(2)ファイル暗号化被害の救済サポートサービスが無料で提供されていること。</p> <p>(3)ペアレンタルコントロール機能により生徒が設定変更できないように制御できること。</p> <p>(4)カテゴリ毎のサイトのフィルタリング機能を実装しており、望ましくないウェブサイト（SNS、ギャンブル、暴力など）へのアクセスが制御できること。</p>
遠隔授業ソフト	Zoomを教師用、生徒用の全タブレットにインストールし、教師用タブレットには、Educationライセンスの1年間の費用を含むこと。
学習支援ソフト	<p>教師用、生徒用の全タブレットに学習支援ソフト（有償版）をインストールし、契約日から令和3年3月31日までのライセンス費用を含むこと</p> <p>* 詳細については別紙オンライン学習サービス利用許諾契約に関する仕様書参照</p>
利用制限事項	<p>(1)管理者以外の利用者による教育用端末の設定変更及び初期化</p> <p>(2)管理者以外の利用者によるアプリケーションのインストール及び削除</p> <p>(3)児童生徒によるコンテンツ等の購入</p> <p>(4)有害なインターネットWEBサイトの閲覧</p> <p>(5)SNS投稿等のサイトの利用</p> <p>(6)使用を許可されていない者の教育用端末の利用</p>
モバイルルーター	<p>(1)費用はモバイルルーター本体と令和3年3月31日までの使用料、初期費用を含めること。</p> <p>(2)モバイル通信規格「LTE」に対応していること。</p> <p>(3)最大10時間の連続使用ができること。</p>

	(4)SIM 種別はデータ SIM とし、12GB/月以上のデータ通信プランとすること。 (5)APN 設定ほかポケット Wi-Fi とタブレットがすぐに接続、使用できる初期設定を行うこと。
Wi-Fi ルーター	(1)300Mbps 以上対応の無線 LAN ルーターであること。 (2)WPA/WPA2 暗号化対応であること。 (3)WPS ボタン 1 つで簡単に Wi-Fi 接続が可能であること。 (4)セットアップウィザードで簡単に各種設定を行えること。

(2) モバイルデバイス管理（以下「MDM」という。）の提供

以下の仕様を満たすMDMを提供すること。

項目	仕様
管理 運用	(1)教師用、生徒用のタブレットに MDM ソフト（有償版）をインストールし、1年間のライセンス費用を含むこと。運用方法は協議の上決定する。 (2)管理画面は日本語でサポートされていること。 (3)教育委員会事務局及び校舎内へのサーバー設置を必要としないクラウドサービスであること。 (4)端末及び内部データを適切に管理していく上で必要なMDM機能が使用できること。また、その内容を提案に含めること。 (5)システム管理者にて階層的にグループの作成・管理が可能であり、グループ毎に複数名の管理者を割り当てられること。 また、各管理者に個別に様々な管理権限設定ができること。 (6)マニュアルは PDF フォーマットで提供すること。 (7)端末に対して制御実行の日時登録が可能であること。

(3) 教育用端末等の納入

以下の仕様を満たす初期設定等を実施して納入すること。

項目	仕様
事前準備	(1)教育委員会と協議し決定した日までに、各種設定・事前の動作確認を行い、教育用端末等が利用できる状態で納入すること。 (2)教育委員会と事前に協議の上、納入に関する作業計画書を作成し、提出すること。 (3)搬入ルートや作業場所は、事前に学校へ確認すること。 (4)学校に納入する際は、作業時間や作業者の氏名について、事前に当該学校へ通知すること。
納入作業	(1)納入作業は、教育委員会の承認を受けて行うこと。

	<p>(2)納入先施設の建造物及び既存機器、その他の物件に損害を与えた場合は、教育委員会及び当該施設の管理者に報告するとともに、納入業者の負担において、速やかに現状復旧すること。</p> <p>(3)不要となる梱包材やゴミは持ち帰ること。</p>
設定等	<p>(1)教育用端末等の管理台帳を作成すること。</p> <p>(2)学校毎に教員用、児童生徒用端末の設定シートを作成し、電子データと文書で納入すること。ただし、特別な設定をした端末がある場合は、別に設定シートを作成すること。</p> <p>(3)納品物件の一覧表を作成し、教育用端末等を納入する学校等に納入すること。</p> <p>(4)教育委員会が指定する機能のみを有効に設定し、教育委員会の指示に応じて、全ての教育用端末等又は「教員の端末のみ」「児童生徒の端末のみ」のように一部の端末に設定すること。</p> <p>(5)教育用端末名や管理番号のラベルを教育用端末等に貼り付けること。</p> <p>(6)教育用端末等に、次のアプリケーションを事前にインストールし、指導教員や生徒が円滑に当該端末の機能を発揮できること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① MDMで必要となるアプリケーション ② 授業支援サービスで必要となるアプリケーション ③ 本件で提案されるアプリケーション ④ インターネットを使用するために必要となるアプリケーション ⑤ 別途提案する学習支援ソフト（有償版：詳細は仕様書参照） ⑥ その他、当事業の目的達成のために必要な設定
納期 納入場所 納入台数	<p>(1)教育用端末等の納期・納入場所・納入台数は、「2 納期・納入場所・納入台数」のとおりとする。</p>
その他	<p>(1)納入した教育用端末等に瑕疵等があった場合は、速やかに交換すること。</p> <p>(2)教育用端末の設定、セットアップ I Dの取得及びリセット、基本操作、MDM、授業支援サービス故障時や紛失時の対応等に係るマニュアルを作成し、教育委員会と協議の上決定した方法・部数で提供すること。</p>

(4) 研修・マニュアル等

以下の仕様を満たす研修等を実施すること。

項目	仕様
研修内容	<p>(1)導入する学校の教職員が、タブレット端末等を的確に操作するための研修・マニュアルを提案し、実施すること。</p> <p>(2)操作研修のほか、タブレット用端末等の効果的な活用やアプリケーションを用いた効果的な学習等に関する研修及び情報提供・助言の方法等について提案し、実施すること。</p>

(5) アフターサービス

以下の仕様を満たすアフターサービスを行うこと。

項目	仕様
体制	(1)故障、紛失及び盗難発生時への対応並びに保守・運用に関する技術的支援や助言を行う体制について提案し実施すること。 (2)学校や教育委員会からの問い合わせに迅速に対応し、学校活動に支障をきたさないような体制について提案し、実施すること。 (3)1年間のパーツ保証及び引取修理（技術料含む）を行うこと。

(6) その他

上記内容以外にも教育用端末にふさわしい提案に加え、価格低減や納期に関する提案などを積極的に行うこと。

上記に要する費用は、全て提案価格に含むこと。

4 法令の遵守

本導入の実施に当たっては、関連法令を遵守しなければならない。

5 基本事項

本導入は、関係法令ならびに次に掲げる基本事項のほか、古賀市が定める基準に従って行うものとする。

(1) 個人情報の取扱い

受注者は、個人情報の管理に関して古賀市個人情報保護条例の規定を遵守するとともに、個人情報の取扱いに十分留意し、漏洩、滅失及び毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(2) 守秘義務

受注者は、本導入の実施に関して知り得た内容を第三者に漏らしたり、自己の利益のために使用したりすることはできない。契約が終了した後も同様とする。

(3) 文書の管理保存

受注者は、本導入の実施に関して作成又は取得した文書、図書、写真及び電子媒体（以下「管理文書」という。）は、古賀市の文書管理に関する規定を参考に、適正に管理・保存しなければならない。

(4) 環境への配慮

受注者は、本導入の実施に関して古賀市の環境方針を遵守しなければならない。

6 請求及び支払方法

- (1) 契約額の支払いは、履行を確認した後に受注者からの適正な請求書を受理して行う。
- (2) 古賀市教育委員会は、請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。
- (3) 各回の支払額に円未満の端数が生じる場合は、端数を切り捨てるものとする。

7 その他

- (1) 本導入の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面をもって申請し、承認を得ること。ただし、本導入の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- (2) 本導入において不明な点や、この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じたときは、古賀市教育委員会と協議のうえ定めるものとする。
- (3) 見積に当たり現地調査を行う場合は、事前に学校教育課へ連絡し、時間帯等を打合わせる

8 問い合わせ先

古賀市教育委員会 学校教育課 宮本
〒811-3192 古賀市駅東1丁目1番1号
E-mail : gkyoiku@city.koga.fukuoka.jp
電話 : 092-942-1130